

砥部町建設工事資格審査総合点数要領

平成18年10月30日

砥部町告示第97号

(趣旨)

第1条 砥部町入札参加業者資格審査規程(平成18年砥部町告示第95号。以下「資格審査規程」という。)第3条に規定する審査については、この告示の定めるところによる。

(総合点数)

第2条 総合点数は、資格審査規程第3条第4項第1号の客観的審査について算定した点数(以下「客観的点数」という。)に、同項第2号の主観的審査について算定した点数(以下「主観的点数」という。)を加えて算定するものとする。ただし、町内に本店、支店又は営業所を有しない業者は客観点数のみで算定する。

(客観的点数)

第3条 客観点数は、一般(指名)競争入札参加資格申請の際に添付を必要としている経営事項審査結果通知書の建設工事ごとの総合評点とする。

(主観的点数)

第4条 主観的点数は、契約実績及び工事成績について次の手順に従って算定された総合評点に基づき付与する点数とする。

- (1) 契約実績評点Aの算出 資格審査を受ける年度前3箇年の契約実績件数に6点を乗じた値とする。ただし、1件の工事請負費が300万円未満の場合は、3点を乗じるものとし、平成16年度以前の契約実績は考慮しない。
- (2) 工事成績評点Bの算定 資格審査を受ける年度前3箇年の請負工事1件ごとの成績の点数に各請負工事費を乗じた値の合計(すべての工事)を3箇年の請負工事費の合計で除した数値(平均工事成績点)に次の表の補正係数を乗じた値とする。ただし、砥部町工事検査規程(平成17年訓令第45号)施行以前の工事成績については考慮しない。

平均工事成績点	補正係数	平均工事成績点	補正係数
80点以上	1.3	65～69点	1.0
75～79点	1.2	60～64点	0.9
70～74点	1.1	60点未満	0.8

- (3) 地域貢献度点Cの算定 資格審査を受ける年度前3箇年に、次のいずれかの地域貢献活動を実施した場合は、それぞれ定める基準により加点する。

ア 災害・緊急時に、町の要請に応じ機械等を貸し出し、施設等の修理・補修を行った場合。1日につき5点。ただし、75点を上限とし、平成16年度以前の契約実績は考慮しない。

イ 災害時に、町の要請に応じて機械を貸し出し、土砂等の取り除けを行った場合。1日につき5点。ただし、50点を上限とし、平成16年度以前の契約実績は考慮しない。

(4) 各業者資格審査を受ける年度前3箇年の総合評点の算定 第1号で算定した契約実績評点Aに30%を、第2号で算定した工事成績評点Bに70%をそれぞれ乗じた値に、第3号により算定した地域貢献度点Cを加算した合計点とする。

(5) 主観的点数は、総合評点に基づき、別表左欄の区分のそれぞれ右欄に掲げる付与点数とする。

(6) 算定にあたっての留意事項

ア 算定の対象とする工事は、1件の予定価格が130万円を超える競争入札に付したものとす。

イ それぞれの評点等の算出の過程において、金額にあつては1,000円未満、率その他の数値については小数点以下第3位を四捨五入して行い、それぞれの評点等については、小数点以下第1位を四捨五入して整数とする。

附 則（令和4年10月31日告示第186号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条第5号関係）

契約実績及び工事成績の付与点数

主観的審査総合評点	付与点数
97点以上	240
96～94点	228
93～91点	216
90～88点	204
87～85点	192
84～82点	180
81～79点	168
78～76点	156
75・74点	144
73・72点	132
71・70点	120
69・68点	108
67・66点	96
65・64点	84
63・62点	72
61・60点	60
59・58点	48
57・56点	36
55・54点	24
53・52点	12
51～0点	0

注)

- 1 過去3箇年の工事成績で80点以上の工事がある場合は、1件につき付与点数を12点加算し、60点未満の工事の場合は、1件につき24点を減じる。
- 2 過去3箇年の工事請負金額の合計が300万円に満たない場合は、付与点数を2分の1とする。